

令和8年度  
中野区育児休業代替任期付職員採用選考案内  
[心理]

令和8年6月3日  
中野区

育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様となります。

1 採用職種、受験資格及び採用予定数等

職種	採用区分	受験資格	勤務場所	採用予定数
心理	I類	国籍を問わず、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人（令和8年8月31日までに卒業見込みの人を含む。）またはこれに相当する人	児童館相談所、本庁舎等	若干名

※なお、「これに相当する人」とは、大学において心理学科に類する学科・専攻・コース等を卒業した人又は大学院において心理学を専攻する課程若しくはこれに類する課程を修了した人（いずれも令和8年8月31日までに卒業・修了見込みを含む。）を指します。

※勤務中は禁煙です。勤務場所は敷地内禁煙です。

※地方公務員法で選考を受けることができないとされる人は受験できません。（受験申込時の入力フォームの説明を参照のこと）

※受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※現に中野区の職員である人（教育公務員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員及び任期付職員を除く）は受験できません。

2 採用予定時期

令和8年9月1日以降

※職員の育児休業取得状況に応じて、採用予定時期以降に随時採用します。

※職員の育児休業取得状況によっては採用されない場合があります。

### 3 任用期間

代替する職員の育児休業請求期間に応じて、おおむね6か月以上3年未満。

なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替として任期を更新することはありません。

### 4 選考日程及び選考方法等


選考日時	令和8年7月11日（土）集合時刻は受験票交付の際にお知らせします
選考会場	中野区役所 本庁舎
選考方法	① 課題式論文 90分・1000字以上1500字以内 ② 面接 ※論文選考終了後に個別面接を順番に実施するため、面接開始までに待ち時間をいただく場合があります。
最終合格発表	令和8年7月下旬頃（予定） 可否にかかわらず、受験者全員に通知します。

### 5 合格者の取扱

職員の育児休業取得の見込みを踏まえ、合格者を採用候補者として決定します。採用候補者は、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。

職員の育児休業取得状況によっては採用されない場合があります。

### 6 申込手続

申込方法	インターネットによる方法（電子申請） 以下の2次元コードまたはURL ( <a href="https://logoform.jp/form/Trw5/1597883">https://logoform.jp/form/Trw5/1597883</a> ) から電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。	
受付期間	令和8年6月3日（水）午前9時から6月30日（火）午後5時まで ※期間中に正常に受信したものを有効とします。	
受験票交付	受付期間終了後に、LoGoフォームに受験票を登録することにより交付します。受験票登録完了をお知らせするメールに従い電子申請システムにアクセスして、受験票をプリントアウトし、写真を貼り、受験票部分を切り取って、選考当日に必ず持参してください。 なお、7月8日（水）までに受験票登録のお知らせがない場合は、総務部職員課人事係（電話：03-3228-8041）まで至急ご連絡ください。	

※システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

## 7 勤務条件について

### (1) 給与（令和8年4月1日現在）

職 種	心理
月 額	約278,400円

- ※1 上記月額には地域手当が含まれています。
- ※2 採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。
- ※3 職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。
- ※4 その他、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当があります。

### (2) 休暇

年次有給休暇が年度で付与されます（採用月によって付与日数が異なります）。そのほか、慶弔休暇等があります。

### (3) 勤務時間

#### 【心理】

勤務日：原則として月曜日～金曜日

勤務時間：午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分。

※ただし、職場により変則勤務となる場合があります。

## 8 その他

配属先によっては、令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

そのため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

## 9 問合せ先

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区総務部職員課人事係 電話：03-3228-8041